

第5期介護保険料の算定改定を行いました

大雪地区広域連合は、本年度から3年間の第5期介護保険料の料率を改定しました。

介護給付費等は、介護保険制度では利用者負担（1割）を除いた費用の50%を公費（国、道、広域連合）で賄い、残り50%を第1号被保険者（65歳以上）の保険料（21%＝第4期は20%）、第2号被保険者（40～64歳）の保険料（29%＝第4期は30%）で賄うこととされています。

介護給付費の増加に伴って保険料負担も増大している中、安定的な介護制度運営のためにはこれまで以上にそれぞれの被保険者の方の負担能力に応じた保険料を算定する必要があるため、保険料負担段階の設定を行います。

1. 第1号被保険者の保険料は、広域連合を構成する東川、東神楽、美瑛3町の高齢者の現状と将来推計、介護サービスの利用見込みを行いました。今後の要介護認定者、介護サービス利用の状況の変化に的確に対応できるよう第1号被保険者（65歳以上）の方の介護保険料の基準額（第6段階）を年額6万1,200円（月額換算5,100円）と設定しています。
2. 第1号被保険者の保険料は、第4期介護保険料の段階区分では「7段階」でしたが、第5期介護保険料では「10段階」に変更となります。
3. 第4期からの変更点は、第4期保険料の第3段階について「公的年金収入金額及び合計所得金額の合計額が120万円以下」の方は第3段階、「公的年金収入金額及び合計所得金額の合計額が120万円を超える方」は第4段階と2つの段階区分になりました。
4. 第4期保険料は、第4段階の基準額と軽減（特例）2つの保険料設定でしたが、①第5段階、第6段階の2つの段階に明確に区分しました②国の基準改正によって第4期保険料の第5段階の方で、合計所得金額が200万円未満の方の基準を改め、同段階相当である第5期保険料の第7段階で算定基準額を変更し、合計所得金額が190万円未満としました。
5. 被保険者の負担能力に応じたものとするため、第4期保険料における第7段階は合計所得金額が「400万円以上600万円未満」の方を第9段階、「合計所得金額が600万円以上」の方を第10段階として新設しました。
6. 「保険料区分」は、被保険者本人の課税及び所得状況、被保険者の属する世帯の課税状況（4月1日現在）によって10段階に区分しています。

第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料

保険料区分	対象者	算定方法	保険料額(年額、円)
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方	基準額×0.46	28,150
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.46	28,150
新 第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.70	42,840
第4段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	基準額×0.75	45,900
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税で前年の合計所得と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	基準額×0.88	53,850
第6段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税で前年の合計所得と課税年金収入額の合計額が80万円を超える方	基準額	61,200
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が190万円未満の方	基準額×1.25	76,500
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の方	基準額×1.50	91,800
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額×1.75	107,100
新 第10段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上の方	基準額×2.00	122,400

介護保険事業計画の今後3年間の推移をお知らせします

高齢者の方が住み慣れた地域で安心して暮し続けるため、大雪地区広域連合は介護保険法に基づいて本年度の第5期介護保険事業計画を策定しました。人口、高齢者数、介護認定者数等の推計を行い、推計値と介護サービスの利用動向に基づいて今後3年間の介護サービス量を見込んでいます。介護サービス報酬単価の見直しも行き、介護報酬全体の改定率（1.2%）を踏まえて計画策定しました。詳しい内容は後日配付予定の介護保険パンフレットでお知らせします。

将来の人口推計は構成町（東川、東神楽、美瑛3町）の高齢者福祉計画等を踏まえて調整を図りました。

今後3年間で総人口28,240人、高齢者人口は8,391人、高齢化率29.7%（26年度見込み）となり、高齢化がさらに進行すると予測しています。

要介護(要支援)認定者の推計(表2)

認定者の推計で1,666人（本年度）から1,783人（26年度）に117人の増加が見込まれています。出現率（65歳以上の高齢者人口）は本年度19.9%を超え、26年度には20.7%になると推計されます。

※出現率＝認定者数÷高齢者人口

※数値は第1号被保険者(65歳以上)における認定者数

表1

区分	本年度	25年度	26年度
総人口(人)	28,269	28,236	28,240
高齢者人口(人)	8,164	8,252	8,391
高齢化率(%)	28.9	29.2	29.7

表2

区分	本年度	25年度	26年度
要支援1(人)	168	175	179
” 2(人)	246	260	273
要介護1(人)	324	315	332
” 2(人)	255	276	279
” 3(人)	237	244	255
” 4(人)	179	190	200
” 5(人)	215	212	219
合計	1,624	1,672	1,737
出現率(全体%)	19.9	20.3	20.7

サービス利用者の推計

・在宅(介護)サービス利用者の推計(表3)

在宅サービス利用者の中で介護給付(要介護1以上)に該当する利用者について推計しました。

表3(人)

区分	本年度	25年度	26年度
要介護1	263	258	271
” 2	303	295	312
” 3	136	143	151
” 4	72	83	87
” 5	38	37	36
合計	812	816	857

・在宅(介護予防)サービス利用者の推計(表4)

在宅サービス利用者の中で介護予防(要支援1・2)に該当する利用者について推計しました。

表4(人)

区分	本年度	25年度	26年度
要支援1	102	105	105
” 2	183	203	211
合計	285	308	316

施設サービス利用者の推計(表5)

介護保険施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型医療施設)の利用者を推計しました。

表5(人)

区分	本年度	25年度	26年度
介護老人福祉施設	188	188	188
介護老人保健施設	142	142	142
介護療養型医療施設	23	23	23
合計	353	353	353

お問い合わせ

大雪地区広域連合事務局…☎(直通)82-3697、(役場内線564、565)